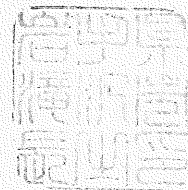


滝沢市告示第119号

市有財産（土地）の売払いについて、次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年 5 月 30 日

滝沢市長 武田 哲



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 所 在 岩手県滝沢市大釜風林460番62
- (2) 登記地目 雑種地
- (3) 登記地積 33㎡
- (4) 予定価格 160,000円

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

ア 滝沢市ホームページ

イ 滝沢市 企画総務部 財務課（滝沢市役所3階）

〒020-0692 岩手県滝沢市中鵜飼55番地

(2) 期間

令和7年5月30日（金）午後3時から令和7年6月27日（金）午後5時まで
ただし、上記（1）イの場所は閉庁日を除く。

4 入札参加申込の手続

(1) 申込期日

令和7年6月17日（火）午後5時まで

(2) 申込書類

入札参加申込書その他必要書類

(3) 提出場所及び方法

ア 提出場所 上記3（1）イのとおり

イ 提出方法 持参又は郵送（必着）とする。

5 入札の場所及び日時

- (1) 場所 滝沢市役所 2階 201会議室
- (2) 日時 令和7年6月27日(金) 午前10時

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

金額は5,000円とし、入札開始までに市が発行する納入通知書により納入するものとする。

(2) 契約保証金

金額は、落札金額の10分の1(その額に1円未満の端数が生じたときは、それを切り上げた額)以上の額とし、契約締結までに市が発行する納入通知書により納入するものとする。

7 入札の無効要件に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一人が同時に2通以上の入札書を提出した入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

8 その他必要な事項

- (1) 郵便による入札は認めない。
- (2) 入札回数は1回とする。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 入札参加者は、契約条項を全て承知の上、入札に参加すること。
- (5) 提出された書類等は、返却しない。
- (6) 提出する書類等の作成に要する費用は、申込者の負担とする。
- (7) 問い合わせ先

滝沢市中鵜飼55番地

滝沢市 企画総務部 財務課

電話番号019-656-6568